

『船橋市小室センター清掃業務委託』の一般競争入札の実施について

地方自治法施行令第167条の6の規定により、一般競争入札を次のとおり実施する。本入札は、ちば電子調達システムにより行う。

なお、本入札の入札手続等は、『船橋市物品調達等一般競争入札実施要領』及び『船橋市電子調達システム運用基準(物品調達等)』に基づき実施する。

令和 8年10月14日

船橋市長 松戸 徹
(公 印 省 略)

記

業務番号及び業務委託名	DB22	船橋市小室センター清掃業務委託
業務委託場所及び施設名	船橋市小室町3308番地 船橋市小室センター	
委託期間	令和 8年12月 1日 ～ 令和11年 9月30日	
委託内容	別紙仕様書のとおり	
予定価格	¥26,510,000 (消費税及び地方消費税を含まない)	
最低制限価格	業務委託に係る変動型最低制限価格の設定に関する試行事務取扱要領に基づく変動型最低制限価格を採用する。(消費税及び地方消費税を含まない)	
本入札の参加者に必要な資格等(公告日時点)		
資格区分	委託	
地域要件	市内に本店又は支店等を有している者(支店等を有している者については、本市へ受任者として届け出ている者)	
資格等	なし	
格付	Aランク	
配置する技術者	業務責任者として清掃作業監督者及びビルクリーニング技能士の資格を有する者を配置すること	
実績	平成28年4月1日以降に国・地方公共団体が発注する、延べ床面積が1,000㎡以上の公共施設における本委託業務と同内容(日常清掃・定期清掃)の履行実績を有すること	
その他	代表者が同一の法人にあっては、1つの法人のみでの参加を認める。	
入札参加申請書受付締切日等	【電子入札】	
	電子入札システムにおいて、令和 8年10月28日(水)午後 3時00分 まで下記必要書類を添付して申請すること。	
	【紙入札】	
	令和 8年10月28日(水)午後 3時00分(郵送の場合は、当日必着)までに下記必要書類に『紙入札届』を添えて、契約課窓口へ持参又は指定場所に郵送すること。郵送の場合は、船橋市電子調達システム運用基準(物品調達等)3-7-3を確認し、必ず事前に契約課へ電話連絡のうえ、指定した方法にて郵送すること。	
入札参加申請書受付締切日等	【審査結果】	
	令和 8年10月28日(水)午後7時までに通知する。ただし、紙入札を行う者にあつては、翌開庁日の正午までに通知する。	

競争参加資格確認申請書に添付する書類	(1) 一般競争入札参加資格要件確認申請書(入札情報サービスに掲載している書式) (2) 配置する技術者の資格を証明する書類(資格証等の写し) (3) 実績を証明する書類(契約書・仕様書の写し)
設計図書等に対する質問締切日等	令和 8年10月21日(水) 正午まで 質問があった場合の回答は、令和8年10月23日(金)までに入札情報サービスに掲載する。
質問方法	上記期間までに契約課へEメール又はFAXにて行うこと。 【Eメールアドレス】 keiyaku@city.funabashi.lg.jp 【FAX】 047-436-2184 *E-mail、FAXともに契約課へ送信後、必ず電話により着信確認をすること。
入札期間	令和 8年10月29日(木) 午前 9時00分 から 令和 8年11月 4日(水) 午後 5時00分 まで(郵送の場合は、当日必着)
開札日時及び場所	令和 8年11月 6日(金) 午後 1時30分 船橋市役所6階入札室
入札保証金	免除する。ただし、期限までに契約を締結しないときは、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を徴収する。
契約保証金	船橋市契約規則第32条、第33条及び第34条の規定による。
支出区分	月払
入札の取り止め等	①入札参加を認められた者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められたときは、当該入札参加者を参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。
	②入札者が1者である等により、競争性を確保することが困難であると判断した場合には、入札を取り止めることができる。
	③ちば電子調達システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合は、入札の取り止め、又は開札日時等の延期を行うことができる。 また、すべての業者を紙での入札へ移行することができるものとする。
	④その他入札公告後、予測できない事情により入札の競争性、公平性、公正性を保つことが困難であると認められるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることができる。
ICカードの名義人	本市入札参加資格審査を申請した代表者又は代理人(年間委任状にある受任者)とする。ただし、代理人は代表者のICカードを利用できるものとする。
申請書等の虚偽記載	提出された申請書等に明らかな虚偽があり、特に悪質と認められる場合には、船橋市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づき指名停止することができる。
入札参加資格審査結果への不服	入札参加資格の審査結果に不服がある者は、通知日から起算して閉庁日を除き3日以内に書面にて説明を求めることができる。説明を求められた場合には、受理した日から起算して閉庁日を除き3日以内に回答する。
契約書の縦覧	契約課窓口にて、令和 8年11月 4日(水)まで公表する。
無効となる入札	『船橋市物品調達等一般競争入札実施要領』第17条に該当する入札
入札回数	1回
入札金額	入札金額は、消費税課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額とする。
内訳書の添付	無
開札方法	開札日時後に速やかにちば電子調達システムで行う。 紙入札業者がいる場合は、入札執行職員が、紙入札書を開封し、その内容をちば電子調達システムに登録後、電子入札書を一括開封し、開札を行うものとする。
入札の辞退	入札書受付締切日時までは、いつでも入札を辞退することができる。

開札への立ち会い	開札の立ち会いを希望する者は、『一般競争入札参加資格要件確認申請書』記載責任者欄で“希望する”とし、開札時間10分前までに契約課窓口へ来ること。
落札者の決定方法及び契約金額	落札者の入札金額に当該入札金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合にはその端数を切り捨てた金額)をもって落札金額(契約金額)とする。
落札候補者となった場合	入札参加資格要件、契約までの手続き等について協議を行うことがあるため、開札日は契約責任者と連絡が取れる体制を整えておくこと。
備考	本入札は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は契約の変更又は解除をすることができる。受注者は、契約の変更又は解除された場合に損害が生じたときは、その損害の賠償を請求することができる。
問い合わせ先	契約課 物品契約係 電話 047-436-2177

業務委託に係る変動型最低制限価格の設定に関する試行事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は業務委託の入札にあたり、適正な業務内容の確保のため、入札者の入札価格を反映する変動型最低制限価格を算定することについて、必要な事項を定める。

(対象)

第2条 この要領において、対象とすることができる業務委託は、契約課で執行する一般競争入札案件とする。

(算定対象の入札)

第3条 この要領において、「算定対象の入札」とは、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 船橋市契約規則第18条で定める入札の無効に該当した入札
- (2) 電子入札約款第8条(第6号を除く。)で定める入札の無効に該当した入札

(価格の算定等)

第4条 変動型最低制限価格は、算定対象の入札の平均額を求め、その額に10分の8を乗じて得た額(その額が予定価格に10分の6を乗じて得た額を下回るときは、予定価格に10分の6を乗じて得た額)とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、算定対象の入札の数が3に満たないときは、予定価格に10分の6を乗じて得た額を変動型最低制限価格とする。
- 3 第1項又は第2項の規定により決定した変動型最低制限価格は、その決定後に入札の無効があった場合においても変更しない。
- 4 本条において、変動型最低制限価格を算定するに当たり、1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

(予定価格決定書の作成)

第5条 変動型最低制限価格を適用する案件については、別表1の予定価格決定書を作成しなければならない。

(入札参加者への公表)

第6条 変動型最低制限価格を適用するときは、その案件の入札公告においてその旨を公表しなければならない。

(落札候補者の決定等)

第7条 変動型最低制限価格を適用するときは、予定価格と変動型最低制限価格の範囲内において最低価格で入札した者を落札候補者とする。

- 2 変動型最低制限価格を下回った入札は無効とする。

(入札結果の公表)

第8条 前条第2項の規定により入札が無効となった者及び当該入札価格を、入札後に公表する入札結果に記載する。

附 則

この要領は、平成29年4月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

契約番号

予定価格決定書

入札（見積） 日時																						
件名																						
場所																						
設計額 （税込）	¥										円											
設計額 （税抜）	¥										円											
予定価格 （税込）	十億 百万 千 円 <table border="1" style="width: 100%; height: 40px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>																					
予定価格 （税抜）	十億 百万 千 円 <table border="1" style="width: 100%; height: 40px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>																					
最低制限 価格 設定割合																						
変動型 最低制限 価格 （税込）	業務委託に係る変動型最低制限価格の設定に関する試行事務取扱要領第4条の規定により算定した額（税込）																					
変動型 最低制限 価格 （税抜）	業務委託に係る変動型最低制限価格の設定に関する試行事務取扱要領第4条の規定により算定した額（税抜）																					
年 月 日 予 定 価 格 決 定 者																						